

大橋町交番だより  
令和8年 3月号  
発行 佐野警察署

# 西部パトロール



## 進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止について

○少年の非行早期発見・保護活動 ○万引きは犯罪です！ ○薬物乱用は、「ダメ、ゼッタイ。」

少年の非行（喫煙、飲酒、深夜はいかい等）を発見した時には、警察に連絡してください。非行の芽は小さなうちに摘むことが重要です。



万引きは「窃盗罪」です。また、見張りをすることも犯罪です。万引きの回数を重ねるごとに罪の意識が薄れ、やがて重大な犯罪へとエスカレートしていくおそれがあります。

「万引きは犯罪であること」を繰り返し教え、安易な気持ちで犯罪に手を染めるのを止めさせましょう。



薬物を乱用すると、体だけでなく、心も破壊されてしまいます。他人を傷つけ、大切な人を失います。自分の力でやめることは非常に困難で、脳や内臓、精神までもが破壊され、二度と元には戻りません。

「ちょっとだけなら」「1回だけなら」「大麻ならそれほど害はない」が命取りに！間違った情報に流されず、誘惑に負けない強い心を育てましょう。

## ケータイ・スマホには「フィルタリング。ゼッタイ。」

少年がインターネットを利用し、児童ポルノ等の性被害や誘拐などの凶悪事件に遭うケースが多発しています。

お子さんに携帯電話やスマートフォンを持たせる場合は、フィルタリング機能（有害サイトアクセス制限機能）を活用してください。

青少年インターネット環境整備法や栃木県青少年健全育成条例では、18歳未満の青少年が携帯電話を契約する際、フィルタリングの設定が義務付けられています。

また、日頃からインターネットに潜む危険性を家族でよく話し合いましょう。

